

改正

平成10年10月30日規則第40号
平成11年1月29日規則第4号
平成13年10月24日規則第41号
平成16年12月28日規則第71号
平成19年3月30日規則第28号
平成19年12月26日規則第79号
平成23年6月30日規則第37号
平成24年3月30日規則第23号
平成24年12月28日規則第76号
平成25年3月29日規則第9号
平成26年3月31日規則第36号
平成26年9月30日規則第66号
平成27年9月30日規則第75号
平成28年3月14日規則第10号
平成28年3月14日規則第11号
平成29年3月31日規則第38号
令和2年3月25日規則第10号
令和2年8月6日規則第44号
令和3年3月31日訓令第17号

鈴鹿市市営住宅条例施行規則

鈴鹿市営住宅管理条例施行規則（昭和34年鈴鹿市規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第5条第1項第3号ア（ア）aに規定する障害の程度）

第1条の2 条例第5条第1項第3号ア（ア）aに規定する規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- （2）精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- （3）知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

（条例第5条第1項第3号ア（ア）bに規定する障害の程度）

第1条の3 条例第5条第1項第3号ア（ア）bに規定する規則で定める程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

（条例第5条第2項第2号に規定する障害の程度）

第1条の4 条例第5条第2項第2号に規定する規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）身体障害 第1条の2第1号に規定する程度
- （2）精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
- （3）知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

（条例第5条第2項第3号に規定する障害の程度）

第1条の5 条例第5条第2項第3号に規定する規則で定める程度は、第1条の3に規定する程度とする。

（入居の申込み）

- 第2条** 条例第7条第1項の規定による入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
（入居決定通知書）
- 第3条** 条例第7条第3項の規定による通知は、市営住宅入居決定通知書（第2号様式）によるものとする。
（抽選及び入居資格審査）
- 第4条** 条例第8条第2項の規定による入居者の決定は、公開抽選によるものとする。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。
- 2 公開抽選に当たっては、募集する市営住宅戸数に相当する数の当選者を選ぶものとする。
- 3 前項の当選者は、入居するに当たり次に掲げる書類を提出して、入居資格審査を受けなければならない。
- （1）入居者及び同居をしようとする者全員の住民票の写し（市営住宅入居申込書に個人番号を記入した場合を除く。）
- （2）入居者及び同居をしようとする者で所得を有するもの全員の所得を証明する書類（市営住宅入居申込書に個人番号を記入した場合を除く。）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前項の入居資格の審査を行い、適格と認めた場合は、入居を決定するものとする。
（入居者選考委員会）
- 第5条** 条例第8条第3項に規定する鈴鹿市市営住宅入居者選考委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもってこれに充てる。
- （1）鈴鹿市副市長事務分担規則（平成19年鈴鹿市規則第60号）第2条第2号に規定する副市長
- （2）健康福祉部長及び都市整備部長
- （3）前2号に掲げる者のほか、市長が指名する職員
（優先的入居）
- 第6条** 条例第8条第5項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- （1）歴史的、社会的事由により生活環境の安定向上が阻害されていた地域に居住している者で住宅に困窮しているもの
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が特に優先して入居させることが適当と認める者
（契約書の添付書類等）
- 第7条** 契約書には、入居決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類を添付させるものとする。
- 2 条例第10条第4項に規定する特別な事情は、次に掲げるものとする。
- （1）入居決定者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- （2）入居決定者に3親等以内の親族がないとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特別な事情があると認めるとき。
（連帯保証人）
- 第8条** 条例第11条の規定による連帯保証人は、現に公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に入居していない者でなければならない。
- 2 入居者は、次の各号に掲げるとき又は入居者において連帯保証人の変更をしようとするときは、速やかにこれに代わる連帯保証人を定め、契約書を添えて市長の承認を受けなければならない。
- （1）連帯保証人が死亡したとき。
- （2）連帯保証人が破産の宣告を受けたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が連帯保証人を不相当と認めるとき。
- 3 連帯保証人が保証する極度額は、入居を決定した時の家賃の30月分に相当する額とする。
（緊急連絡先）
- 第8条の2** 条例第10条第4項の規定により連帯保証人の連署を必要としない者は、緊急の際に市長が確実に連絡することができる者（以下この条において「緊急連絡先となる者」という。）を定め、緊急連絡先届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の緊急連絡先届出書には、緊急連絡先となる者の住民票の写しその他市長が必要と認める書

類を添付させるものとする。

(同居承認申請)

第9条 条例第12条第1項の規定により同居の承認を受けようとする者は、市営住宅同居承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅同居承認(不承認)決定通知書(第5号様式)により当該申請をした者に通知する。

(同居者の異動届出)

第10条 条例第12条第3項の規定により同居者の異動の届出をしようとする者は、市営住宅同居者異動届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(入居の承継)

第11条 条例第13条第1項の規定により入居の承継の承認を受けようとする者は、市営住宅入居承継承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅入居承継承認(不承認)決定通知書(第8号様式)により当該申請をした者に通知する。

(収入の申告等)

第12条 入居者は、条例第15条第1項の規定により毎年9月30日までに、市営住宅入居者収入申告書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第15条第4項の規定により市営住宅入居者収入認定・家賃決定通知書(第10号様式)を入居者に通知する。

3 入居者は、条例第15条第5項の規定により意見を述べようとするときは、市営住宅入居者収入更正申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、条例第15条第5項の規定により市営住宅入居者収入更正認定・家賃更正決定通知書(第12号様式)を入居者に通知する。

(家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予)

第13条 入居者は、条例第16条又は第20条の規定により市営住宅の家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)決定通知書(第14号様式)により当該申請をした者に通知する。

(一時不在の承認)

第14条 入居者は、条例第26条の規定により一時不在の承認を受けようとする者は、市営住宅一時不在承認申請書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅一時不在承認(不承認)決定通知書(第15号の2様式)により当該申請をした者に通知する。

(一部用途併用の承認申請)

第15条 入居者は、条例第28条の規定により市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用しようとするときは、市営住宅一部用途併用承認申請書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅一部用途併用承認(不承認)決定通知書(第17号様式)により当該申請をした者に通知する。

(模様替え又は増築の承認申請等)

第16条 入居者は、条例第29条第1項の規定により市営住宅の模様替え又は増築の承認を受けようとするときは、市営住宅模様替え(増築)承認申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市営住宅の模様替え又は増築の承認基準は、次のとおりとする。

(1) 模様替え 市営住宅を毀損しない程度の模様替えでやむを得ない事情があると認められるもの

(2) 増築 居室、浴室又は物置の増築で当該増築の床面積の合計が10平方メートル以内のもの

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅模様替え(増築)承認(不承認)決定通知書(第19号様式)により当該申請をした者に通知する。

(収入超過者等の更正の申出)

第17条 入居者は、条例第30条第1項の規定による収入超過者又は同条第2項の規定による高額所得者の認定を受けた場合において、同条第3項の規定により意見を述べようとするときは、市営住宅収入超過者（高額所得者）収入更正申請書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

（明渡し期限の延長の申出等）

第18条 条例第33条第4項の規定による申出は、市営住宅明渡し期限延長承認申請書（第21号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅明渡し期限延長承認（不承認）決定通知書（第22号様式）により当該申請をした者に通知する。

（明渡しの請求を受けた高額所得者から徴収することができる損害賠償金の額）

第19条 条例第34条第2項に規定する損害賠償金の額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

（新たに整備される市営住宅への入居の申出）

第20条 条例第38条第1項の規定により新たに整備される市営住宅への入居を希望する者は、建替市営住宅入居希望申出書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。

（明渡しの届出）

第21条 入居者は、条例第41条第1項の規定により市営住宅を明け渡そうとするときは、市営住宅返還届出書（第24号様式）を市長に提出しなければならない。

（明渡しの請求を受けた不正入居者等から徴収することができる損害賠償金の額）

第22条 条例第42条第3項及び第4項に規定する損害賠償金の額は、当該市営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

（社会福祉事業等に使用する場合の許可申請）

第23条 社会福祉法人等は、条例第44条第1項の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市営住宅使用許可申請書（第25号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅使用許可（不許可）決定通知書（第26号様式）により当該申請をした者に通知する。

（社会福祉事業等に使用する場合の使用料）

第24条 条例第45条第1項に規定する使用料の額は、収入が条例第5条第3号ウに規定する金額の入居者の家賃の額とする。

（社会福祉事業等に使用する場合の準用）

第25条 社会福祉法人等による市営住宅の使用における申請等については、第14条から第16条まで及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

（社会福祉事業等の申請内容の変更の報告）

第26条 社会福祉法人等は、条例第43条に規定する使用許可の内容に変更が生じたときは、市営住宅使用許可変更報告書（第27号様式）により市長に報告しなければならない。

（みなし特定公共賃貸住宅として市営住宅を使用する場合の準用）

第27条 みなし特定公共賃貸住宅として市営住宅を使用する場合の申請等については、第2条から第4条まで、第7条から第16条まで、第20条から第22条までの規定を準用する。これらの規定中「市営住宅」とあるのは、「市営住宅（みなし特定公共賃貸住宅）」と読み替えるものとする。

（駐車場の使用の申込み）

第28条 条例第55条の規定により駐車場の使用許可を受けようとする者は、市営住宅駐車場使用許可申請書（第28号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、市営住宅駐車場使用許可（不許可）決定通知書（第29号様式）により当該申請をした者に通知する。

（駐車場の一時不使用の届出）

第29条 条例第55条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が駐車場を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

（駐車場の転貸等の禁止）

第30条 使用者は、駐車場を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。

（駐車場の用途変更の制限）

第31条 使用者は、駐車を駐車場以外の用途に使用してはならない。

(駐車場の模様替えの制限)

第32条 使用者は、駐車を模様替えしてはならない。

(駐車場の検査)

第33条 使用者は、駐車を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(市営住宅管理人)

第34条 条例第57条第3項に規定する市営住宅管理人(以下「管理人」という。)は、原則として、市営住宅入居者で市営住宅管理に理解のある者のうちから市長が適当と認めた者をもって充てる。

(管理人の職務)

第35条 管理人は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市営住宅の入居者及び同居者の状況調査及び報告
- (2) 市営住宅、共同施設等の状況調査及び報告
- (3) 市営住宅の入居者が市長に提出する書類の確認及び報告
- (4) 禁止事項の状況調査及び報告
- (5) 駐車場の位置確認
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅の維持管理上必要とする事項

(管理人の任期)

第36条 管理人の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(管理人の解任)

第37条 市長は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず解任するものとする。

- (1) 市営住宅を退去したとき。
- (2) 疾病その他の理由により職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(身分証票)

第38条 条例第58条第3項に規定する身分を示す証票は、身分証明書(第30号様式)とする。

(補則)

第39条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則(以下「新規則」という。)第9条から第22条までの規定は適用せず、この規則による改正前の鈴鹿市営住宅管理条例施行規則(以下「旧規則」という。)第6条及び第9条から第16条までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 平成10年4月1日前に旧規則の規定により行った手続その他の行為は、新規則の相当規定により行ったものとみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして、使用することができる。

附 則 (平成10年10月30日規則第40号)

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月29日規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月24日規則第41号)

この規則は、平成13年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月26日規則第79号）

この規則は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 6 月30日規則第37号抄）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第23号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第76号）

この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第 9 号）
（施行期日）

1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の第30号様式により作成され、交付されている身分証明書は、改正後の第30号様式により作成され、交付されたものとみなす。

附 則（平成26年 3 月31日規則第36号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日規則第66号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 9 月30日規則第75号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。（後略）

附 則（平成28年 3 月14日規則第10号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月14日規則第11号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第38号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月25日規則第10号）
（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条、第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第 8 条の 2 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居を決定した者について適用し、同日前に入居を決定した者（以下「既存入居者」という。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、既存入居者について、施行日以後に、鈴鹿市市営住宅条例（以下「条例」という。）第 4 条第 7 号若しくは第 8 号の規定により市長が公募を行わず市営住宅に入居させる場合、条例第13条第 1 項の規定により市長が入居の承継を承認する場合又は当該既存入居者が新たな連帯保証人を立てようとする場合は、この限りでない。

附 則（令和 2 年 8 月 6 日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日訓令第17号）
（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の鈴鹿市市営住宅条例施行規則の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

市営住宅入居申込書

世帯区分		希望団地		優先	
一般 高齢 身体障がい 単身				有（ひとり親 高齢 障がい） 無	
申 込 者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名			個人番号	
	現住所	〒 -		電話番号	
	勤務先	名称			電話番号
所在地					
同 居 予 定 者	続柄	フリガナ	生年月日	職業	同居別居 の区分
		氏名	個人番号		
			年 月 日		同居 別居
			年 月 日		同居 別居
		年 月 日		同居 別居	
現在住んで いる住宅	1 持家 2 親又は兄弟の家 3 間借り 4 社宅又は寮 5 借家又はアパート 6 その他（ ）				
上記のとおり相違ありませんので、必要書類を添えて、市営住宅の入居を申し込みます。					
年 月 日					
(宛先) 鈴鹿市長					
申込者氏名 _____					

入居者資格に該当しない方又は記載に偽りがある場合は失格とします。

以下の欄は、記入しないでください。

受付年月日	受付番号	公営住宅法に基づく月収	市税滞納	資格判定
年 月 日		円	有 無	適 不適

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅緊急連絡先届出書

連帯保証人の連署を必要としないことから、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第8条の2第1項の規定により、下記の者を届けます。

記

（フリガナ） 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所	〒 -		
電話番号	自宅（ ） -	入居者との関係	
	携帯 - -		

備考

- 1 入居者又は同居者以外の方を記入してください。
- 2 火災や漏水事故、安否確認等の際に入居者又は同居者の方と連絡が取れない場合、緊急連絡先に連絡させていただきます。
- 3 緊急時の対応のご協力をお願いする場合がありますので、なるべく親族の方で、鈴鹿市内に居住している方を連絡先としてください。

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅同居承認申請書

下記の者を同居させたいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第9条第1項の規定により申請します。

記

氏名	続柄	生年月日	現住所	職業又は勤務先	所得金額
		個人番号			
申請の理由					同居期間

入居者との続柄等を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書（戸籍謄本）等）及び同居予定者の収入を証明する書類（所得課税証明書等）を添付してください。ただし、個人番号を記入する場合は、住民票の写し及び同居予定者の収入を証明する書類（所得課税証明書等）の添付を省略することができます。

同居予定者記入欄

同居を申請するに当たり、同居予定者の世帯状況及び暴力団員でないことの調査に同意します。

なお、個人番号を記入する場合は、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第4条第3項に基づく入居資格審査に限って、個人番号を利用し、地方税関係情報について取得することに同意します。

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

同居予定者 氏名 _____ 氏名 _____
氏名 _____ 氏名 _____

備考 この欄は、同居予定者本人がそれぞれ自署してください。（未成年者を除く。）

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅同居承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました市営住宅同居承認について、
下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第9条第2項の規定
により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

同居承認する者の氏名	続柄	生年月日	現住所

2 次の理由により不承認とする。

理由

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名
電話番号

市営住宅同居者異動届出書

同居者の異動が生じたので、鈴鹿市市営住宅条例第12条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

氏名	続柄	生年月日	現住所	職業又は勤務先	月収	入退去の別
異動の理由	1 出生 2 死亡 3 結婚 4 離婚 5 その他（ ）					
異動年月日	年 月 日					

備考

- 1 氏名等を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等）を添付すること。
- 2 異動の理由を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書、戸籍謄本等）を添付すること。

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅入居承継承認申請書

入居の承継をしたいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

現入居者氏名			現入居者と申請者の関係		
入居年月日			同居年月日		
承継の理由	1 死亡 2 退去				
承継発生年月日					
引き続き入居しようとする者の氏名	続柄	生年月日	職業又は勤務先	年収	
	本人				
入居の承継を申請するに当たり、承継しようとする者の世帯状況及び暴力団員でないことの調査に同意します。					
年 月 日					
（宛先） 鈴鹿市長					
申請者 氏名 _____					

備考

- 1 死亡又は退去の事実を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書（戸籍謄本）等）を添付すること。
- 2 現入居者と申請者との続柄を証明する書類（住民票の写し、戸籍に関する全部事項証明書（戸籍謄本）等）を添付すること。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅入居承継承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました入居承継の承認について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

承継する者の氏名	
----------	--

引き続き入居する者の氏名	続柄	生年月日
	本人	

2 次の理由により不承認とする。

理由

年度

市営住宅入居者収入申告書

(宛先)

鈴鹿市市営住宅条例第15条第1項の規定により私及び同居親族の前年（ 年1月1日から 年12月31日まで）の収入状況について、個人番号を記入し、又は証明書を添付して申告します。

住 宅 名			
フリガナ		年 月 日	
入居名義人		電話番号	

	氏 名 生年月日	性 別	続 柄	勤務先又は職業 勤務先電話番号		所得の種類				所得金額					特 扶	老 扶	障 害	特 障	寡 ふ	個人番号
				給 与	年 金	事 業	そ の 他													
名 義 人						給 与	年 金	事 業	そ の 他											
同 居 者						給 与	年 金	事 業	そ の 他											
						給 与	年 金	事 業	そ の 他											
						給 与	年 金	事 業	そ の 他											
						給 与	年 金	事 業	そ の 他											
別 居 扶 養 者						給 与	年 金	事 業	そ の 他											
						給 与	年 金	事 業	そ の 他											

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅入居者収入更正申請書

年 月 日付けで通知のあった収入の認定について、下記のとおり更正したいので、鈴鹿市市営住宅条例第15条第5項の規定により申請します。

記

収入認定額	月額	円
家賃決定額	月額	円

意見（更正を必要とする理由）	
----------------	--

備考

更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅入居者収入更正認定・家賃更正決定通知書

年 月 日付けで申請のありました収入の更正について、下記のとおり認定し、家賃の更正を決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第12条第4項の規定により通知します。

記

名義人名						
住宅名						
認定年度	年度					
所得金額合計(A)	円					
控除金額合計(B)	円					
認定月額 ((A-B)/12)	円					
納付年月	家賃					合計
年月						
年月						
年月						
年月						
年月						
年月						
年月						
年月						
年月						
年月						
年月						

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）申請書

家賃の減免の敷金の徴収猶予を受けたいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

現行	敷金	円	家賃	月額	円
減免又は徴収猶予の希望期間		年 月 日から 年 月 日まで			
世帯員の状況	氏名	続柄	生年月日	職業又は勤務先	月収
		本人			円
					円
					円
					円
生計の状況	収入		支出		
	項目	金額	項目	金額	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
申請の理由					

備考

- 1 住民票の写しを添付すること。
- 2 生活困窮の状況にあることを証明する書類（退職証明書，給与支払証明書等）を添付すること。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅家賃（敷金）減免（徴収猶予）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました家賃減免の敷金徴収猶予について、下

記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

記

現行	敷金	家賃
	円	月額 円

減免額	敷金	家賃
	円	月額 円

減免後の額	敷金	家賃
	円	月額 円

減免又は徴収猶予の期間	1	年 月 日から 年 月 日まで
	2	年 月 日から明渡し時まで

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅一時不在承認申請書

一時不在の承認を受けたいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。なお、不在の期間においても家賃を納付するとともに、保管についての一切の責任を負います。

記

団地名及び部屋番号		
期間	年 月 日から	年 月 日まで 日間
理由		
不在中の連絡先	住所 名称 電話番号	
不在中の住宅管理者	住所 名称 電話番号	
市営住宅管理人の意見	市営住宅管理人氏名	

備考 理由を証する書類（医師の診断書、辞令等）を添付すること。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅一時不在承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました一時不在の承認について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第14条第2項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

団地名及び部屋番号							
期間	年	月	日から	年	月	日まで	日間
不在中の連絡先		住所 名称 電話番号					
不在中の住宅管理人		住所 名称 電話番号					

2 次の理由により不承認とする。

理由

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所

氏名

電話番号

市営住宅一部用途併用承認申請書

市営住宅を住宅以外の用途に一部併用して使用したいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

目的又は理由	
使用したい期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から明渡し時まで

市営住宅管理人の意見	市営住宅管理人氏名
------------	-----------

備考 一部用途併用が、市営住宅の様様替え（増築）に及ぶ場合については、市営住宅様様替え（増築）承認申請書（第18号様式）を併せて提出すること。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅一部用途併用承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました一部併用の承認について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

使用を承認する 内容	
使用を承認する 期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から明渡し時まで

2 次の理由により不承認とする。

理由

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅模様替え（増築）承認申請書

模様替え（増築）をしたいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第16条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 模様替え（増築）の概要

模様替え（増築）の内容	
目的又は理由	
工事期間	承認の日から約 日間
使用期間	

2 次の事項を遵守し、後日異議の申立てはしません。

- （1） 模様替え（増築）について、取り払いの指示があった場合は、自費で即時に無条件で撤去し、原状に復します。
- （2） 住宅の明渡しの際は、退去前に自費で原状回復又は撤去を行います。

市営住宅管理人の意見	市営住宅管理人氏名
------------	-----------

備考 模様替え（増築）の仕様図面等を添付すること。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅模様替え（増築）承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました模様替え（増築）の承認について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第16条第3項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

模様替え（増築） の内容	
工事期間	
承認する期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から明渡し時まで

2 次の理由により不承認とする。

理由

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅収入超過者（高額所得者）収入更正申請書

収入超過者
年 月 日付けで通知のあった 高額所得者 の認定について、下記の

とおり更正したいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第17条の規定により申請します。

記

収入認定額	月額	円
家賃決定額	月額	円

意見（更正を必要とする理由）	
----------------	--

備考 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

市営住宅明渡し期限延長承認申請書

年 月 日付け鈴 第 号で請求のあった市営住宅の明渡しについて、期限までに市営住宅を明け渡すことができないため、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第18条第1項の規定により、下記のとおり明渡し期限の延長を申請します。

記

明渡し期限	年 月 日
希望する明渡し期限	年 月 日
理由	<p>（該当する番号を○で囲むこと。）</p> <p>1 入居者又は同居者が病気にかかっているため</p> <p>2 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたため</p> <p>3 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるため</p> <p>4 その他1から3までに準ずる特別の事情があるため</p> <p>特別の事情を具体的に記入してください。</p>

備考 明渡し期限までに明渡しが行えない理由を明らかにする書類を添付すること。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅明渡し期限延長承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました市営住宅の明渡し期限の延長について、下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第18条第2項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

明渡し期限	年 月 日
-------	-------

2 次の理由により不承認とする。

理由

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

建替市営住宅入居希望申出書

新たに整備される市営住宅に入居を希望するため、鈴鹿市市営住宅条例第38条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

なお、入居の決定の後には、鈴鹿市市営住宅条例及び鈴鹿市市営住宅条例施行規則に定める所定の手続を行います。

記

市営住宅の名称	
---------	--

入居しようとする者の氏名	続柄	生年月日	職業又は勤務先
	本人		

（宛先） 鈴鹿市長

届出者 住所
氏名
電話番号

市営住宅返還届出書

市営住宅を返還したいので、鈴鹿市市営住宅条例第41条第1項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

団地名及び部屋番号	
返還年月日	年 月 日
転居先住所	
電話番号	
設置物の処理	有 無

市営住宅管理人氏名	
-----------	--

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 名称
 所在地
 代表者職及び氏名
 電話番号

市営住宅使用許可申請書

市営住宅を社会福祉事業等に活用したいので、鈴鹿市市営住宅条例第44条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、許可を受けた際は当該市営住宅の入居者との協調を図り、鈴鹿市市営住宅条例、鈴鹿市市営住宅条例施行規則等の規定を遵守します。

記

使用目的			
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
使用者等（職員その他の者を含む。）の人数	計	人	
使用者から徴収する家賃相当額及びその合計額	現に使用する者から徴収する家賃相当額（月額）		
	最高額	円	
	最低額	円	
	合計	円	

備考

- 1 地方公共団体以外が申請する場合は、定款及び登記簿謄本を添付すること。
- 2 鈴鹿市社会福祉事務所長の意見を添付すること。
- 3 その他必要な書類を添付すること。

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴 鹿 市 長
印

市営住宅使用許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました市営住宅の使用について、
下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第23条第2
項の規定により通知します。

記

1 次のとおり承認する。

名称						
所在地						
代表者の職及び氏名						
使用目的						
使用期間	年	月	日から	年	月	日まで
使用者等（職員その他の者を含む。）の人数	計	人				

2 次の理由により不承認とする。

理由

（宛先） 鈴鹿市長

報告者 名称
所在地
代表者職及び氏名
電話番号

市営住宅使用許可変更報告書

年 月 日付け鈴 第 号で許可を受けた市営住宅の使用
について、下記のとおり当初の申請内容に変更が生じたので、鈴鹿市市営住宅
条例第48条の規定により報告します。

記

1 変更が生じた事項

変更の内容	変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更年月日

年 月 日

4 変更予定期間

(1) 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 年 月 日から明渡し時まで

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 名称
所在地
代表者職及び氏名
電話番号

市営住宅駐車場使用許可申請書

駐車場の使用の許可を受けたいので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第28条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用しようとする者の氏名	
入居者との続柄	
使用期間	1 年 月 日から 年 月 日まで 2 年 月 日から明渡し時まで

市営住宅管理人氏名	
-----------	--

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長

印

市営住宅駐車場使用許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました駐車場の使用の許可について、
下記のとおり決定しましたので、鈴鹿市市営住宅条例施行規則第28条第2項の規
定により通知します。

記

1 次のとおり許可する。

使用する者の氏名					
入居者との続柄					
使用期間	1	年	月	日から	年 月 日まで
	2	年	月	日から	明渡し時まで

2 次の理由により不許可とする。

理由

(表)

第	号	
身 分 証 明 書		
職	氏名	
上記の者は、鈴鹿市市営住宅条例第58条の規定に基づく検査を行う者であることを証明する。		
年	月	日
鈴鹿市長		印

(裏)

鈴鹿市市営住宅条例抜粋	
(立入検査)	
第58条 市長は、市営住宅の管理上必要があるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。	
2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。	
3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	